

## 障害者介助等助成金

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または就職が特に困難と認められる身体障害者を雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類または程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。

### 職場介助者の配置又は委嘱

#### 申請できる事業主

1. 一般事務、会計事務及び営業・販売関連事務等の事務的業務に従事する重度視覚障害者、または重度四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者を配置または委嘱する事業主です。
2. 事務的業務以外の業務に従事する重度視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者を委嘱する事業主です。

#### 支給額及び支給期間等

助成金の種類	対象障害者	助成率	支給限度額	支給期間
職場介助者の配置	事務的業務に従事する重度視覚障害者、または重度四肢機能障害者	3/4	配置 1 人月 15 万円	10 年間
職場介助者の委嘱	事務的業務以外に従事する重度視覚障害者		委嘱 1 回 1 万円 (年 150 万円まで)	
			委嘱 1 回 1 万円 (年 24 万円まで)	

## 職業コンサルタントの配置又は委嘱

### 受給できる事業主

5人以上の重度身体障害者等の雇用管理のために必要な職業コンサルタントを配置または委嘱する事業主です。(職業コンサルタントとは、障害者の雇用の促進等に関する法律第79条に基づく障害者職業生活相談員の資格を取得後、障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導の業務について3年以上の経験を有するものであって、当該業務を専門に担当するものをいいます。)

### 支給額及び支給期間等

助成金の種類	助成率	支給限度額	支給期間
職業コンサルタントの配置	3/4	配置 1人月 15万円	10年間
職業コンサルタントの委嘱		委嘱 1回 1万円 職業コンサルタントの数 1人 年 150万円 2人 年 300万円 以下職業コンサルタントが1人 増すごとに 150万円を加えた額	